

## 令和８年度福井県医師採用マッチング事業運営業務に係るプロポーザル募集要領

### １ 趣旨

令和８年度福井県医師確保において、福井県内の医療機関や生活環境等の広報を行い、福井県ドクターバンクへの登録を推進する。また、福井県ドクタープールへの採用を図る目的。

### ２ 業務概要

#### （１）業務名

令和８年度福井県医師採用マッチング事業運営業務

#### （２）履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

#### （３）業務内容

別紙「令和８年度福井県医師採用マッチング事業運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

### ３ 提案上限金額等

①ＰＲ業務 金３，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

②採用業務 金４，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※②について４，５００千円を上限額とし、左記金額と採用者の想定年収の３０％のいずれか少ない額を成功報酬額として支払うこととする（ドクタープールで採用した場合のみ）。

### ４ 受審資格要件

企画提案書を提出することができる者は、令和８年度福井県医師採用マッチング事業運営業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げるすべての事項を満たす者とする。

- （１）福井県財務規則（昭和３９年４月１日福井県規則第１１号）第１４６条の規定に準じ、競争入札参加資格を有する者（競争入札参加資格の申請中の者を含む）であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと。
- （３）受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- （４）受審資格認定の日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （５）福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- （６）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 審査結果通知日までに、提案者が前記4参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- (3) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (4) 2案以上の企画提案をした場合
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

## 6 受審資格認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、受審について次のとおり認定を受けなければならない。

- (1) 提出書類
  - ・ 受審資格認定書類（様式1 および2）
  - ・ 企画提案参加事業者の概要や事業内容等がわかる書類（企業案内等、様式任意）
  - ・ 福井県競争入札参加資格審査通知書（申請中の者にあっては申請書の写し）
  - ・ 都道府県税事務所が発行する都道府県税に滞納がない旨の証明書原本
- (2) 提出期限  
令和8年3月5日（木）17時まで（必着）
- (3) 提出方法  
持参、郵送（簡易書留）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る。）によること。
- (4) 提出先  
〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県 健康福祉部 健康医療局 地域医療課 医療人材確保グループ（県庁3階）  
TEL 0776-20-0345

電子メール [iryou@pref.fukui.lg.jp](mailto:iryou@pref.fukui.lg.jp)

(5) 受審資格の認定結果の通知

認定結果については、令和8年3月11日（水）までに、受審資格認定申請書を提出した者にメールおよび書面により通知する。

7 質問事項

本企画提案および仕様書に関し質問事項がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、メールにて次の宛先に送付すること。

(1) 送付先

6（4）に同じ。

(2) 受付期間

令和8年3月5日（木）17時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年3月11日（水）までに、すべての受審資格認定者に対してメールにより一斉に行う。なお、軽微な質問については口頭により回答する場合がある。

8 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類

企画提案に関する資料（様式任意） 各10部

① 企画提案書（様式任意）

② 経費見積書

（仕様書の事業内容についてそれぞれの金額を明示すること。経費項目の内訳も記載すること。）

③ 本業務に係る実施体制（人員配置等）がわかるもの

④ 過去に実施した類似している業務の概要がわかるもの

なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。

ただし、審査の必要上、後日追加資料を求める場合がある。

(2) 提出方法

持参、郵送（簡易書留）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る。）によること。

(3) 提出期限

令和8年3月13日（金）17時まで（必着）

(4) 提出先

6（4）に同じ。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 企画提案書を提出した者によるプレゼンテーションを実施し、選定委員会において選定する。プレゼンテーションの日程は、企画提案書を提出した者に別途通知する。

(2) プレゼンテーションは、既提出の企画提案書等を用いることとするが、必要に応じてパソコン、プロジェクター等を使用してもよい。

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらずプレゼンテーションを実施した日から1週間以内に企画提案書を提出した者に書面で通知する。

## 10 著作権

- (1) 委託業務の成果品（委託業者で製作されたキャラクター、キャッチフレーズ等も含む。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）等一切の知的財産権は福井県に帰属する。
- (2) 委託業者で製作された成果品中のキャラクター、キャッチフレーズ等は、福井県が著作権者として翻案し、広報資料として二次的に利用することがある（著作者人格権としての同一性保持権の不行使への同意）。
- (3) 成果品は今後、改定作業において福井県が業務を委託する者が再編集し、改訂版を印刷・配布することを認めること。
- (4) WEBページ、ダイレクトメール等委託業務の成果品と同種の広報媒体を今後新たに作成する場合、今回採用されたキャラクター及びキャッチフレーズを使用することがある。

## 11 契約先候補者の選定方法および選定結果の通知

- (1) 契約先の選定は、提案者によるプレゼンテーションを実施し、選定委員会において審査し、契約先候補者を選定する。
- (2) 参加する事業者が1社の場合は、事務効率化等の観点から、プレゼンテーションによる対面ではなく書面での審査を行う。
- (3) 審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。
- (4) 採用となった企画提案については、協議の上、変更する場合がある。

## 12 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された資料は返却しない。
- (3) 企画提案書の提出に関する経費は全額提出者負担とする。
- (4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (5) プロポーザルによる業者決定の効果は、令和8年度予算発効時において生じる。

## 13 問合せ先

6(4)に同じ。